

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

等級ごとの職員数の公表（平成28年4月1日）

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	88	25.4	主事	67
				技師	17
				主事補	4
				計	88
2級	主任の職務	48	13.8	主任	48
				計	48
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	80	23.1	主査	34
				副主査	46
				計	80
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	59	17.0	副主幹	24
				主査	35
				計	59
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	42	12.1	課長補佐	26
				主幹	16
				計	42
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	24	6.9	課長	20
				会計管理者	1
				支所長	2
				事務局長	1
				計	24
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	6	1.7	課長	6
				計	6
合計		347	100.0		

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能労務職員の職務	0	0	技能労務職員	0
				計	0
2級	技能労務職員の職務	3	17.6	技能労務職員	3
				計	3
3級	副主任技能労務職員の職務	14	82.4	副主任技能労務職員	14
				計	14
4級	主任技能労務職員の職務	0	0	主任技能労務職員	0
				計	0
合計		17	100.0		

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0	病院長	0
				計	0
合計		1	100		